

児童養護施設退所者等の現状について

- 1 児童養護施設は、児童福祉法により18歳に至るまでの子どもを対象としている。但し、特に必要がある場合は20歳まで延長が認められるが、入所率95%と高い数値で推移する中、新たに養護を必要とする子どもも多くいるため、殆どの子どもは高校卒業と同時に退所となる。
- 2 施設の子どもたちは、一般家庭で育った子どもと比べて経済的に不利な面が多く、また学力不足等から自ら希望する進路に進めない傾向がある。
さらに、支援を要する緊急度が高いとされる生活保護世帯やひとり親家庭の子どもと比べても、貧困の指標の1つとされる「大学等進学率」が低く、またその生い立ちから親族等のサポートが望めない施設退所者は、属性として最も困難で支援が必要な環境に置かれていると言える。

表1 平成25年3月高校卒業後の進路(全国比較)

		進学	就職	その他
高校卒業後	児童養護施設等	22.6%	69.8%	7.6%
	全高卒者	76.8%	16.9%	6.3%
	生活保護世帯	32.9%	46.1%	21.0%
	ひとり親家庭	41.6%	33.0%	25.4%

- 3 親族等によるサポートが期待できないため、生活費の確保と学業を両立させることが難しく中途退学(1)につながったり、就職した子どもの40%以上が1年以内に離職をしているなど、経済的な理由から安定した生活を継続することが困難な実態がある。
 - 1 区内の2児童養護施設へのヒアリングでは、大学進学者のうち約8割が中途退学となるとの現状が示されている。
- 4 都の「児童養護施設等退所者へのアンケート調査報告書(平成23年8月)」によると、「退所直後に困ったこと」として「孤独感、孤立感」が29.6%、次いで「金銭管理」(25.4%)、「生活費」(25.1%)が多く、また「退所直後にはどのような支援が望ましいか」については、4割以上が「経済的支援」「相談全般の支援」を挙げている。
- 5 施設は入所時から、自立に向けた支援の取組みを充実させており、また退所時に自立支度金等の措置費が支給されるほか、退所後のアフターケア事業も推進しているものの、継続的な経済的支援や地域での居場所づくりなど、施設のみでは支援が行き届かないところもある。